

2006年8月24日

貸金業制度等に関する懇談会
座長 吉野直行様

日本労働組合総連合会
総合政策局長 木村裕士

貸金業制度等に関する懇談会への意見

下記の通り意見を提出いたします。

記

1. グレーゾーン廃止の際の金利水準について

多重債務問題を解消するためには、借り手の返済能力を超えた過剰貸付の防止と多重債務化・被害拡大の防止に向けた具体策として、貸金業者の参入要件の厳格化、上限金利・貸付総額規制、信用情報の統合と利用拡大、セーフティネットの整備、違法業者の徹底した取締りと厳罰化など総合的、多面的な取り組みが必要である。

過剰貸付防止のためには、貸付金利・金額・期間等すべてを考慮し、また貸し手単位ではなく借り手単位で規制すべきものであるが、現段階でそこまでの対応ははかられない以上、まずは現行の上限金利規制を見直すべきである。その際、グレーゾーン廃止をはかるべきであることはいうまでもない。

上限金利の水準問題については、懇談会のなかで議論があったように、生活資金に困窮した一般の借り手にとって年利20%台の金利は返済困難な水準であること、現行の出資法上限金利を超える貸付金利は暴利であるとの意見に対し学識者・事業者委員からの確かな反論・見解が示されなかったことを踏まえれば、出資法の上限金利を利息制限法の上限金利まで引き下げるべきである。

2. 業界の健全化に向けた内部チェック機能の強化

過剰貸付や過酷な取立て行為などが過剰なノルマを課されるなど労働環境に問題があるとの指摘もある。行政の監督機能のみならず、内部におけるチェック機能は特にこの業界には必要である。

自由で民主的で健全な労働組合が緊張感のある労使関係を築いて、そこで経営チェック機能を発揮していくことが、健全な企業経営とひいては多重債務をもたらすビジネスモデルを改善していくものと考えらる。

そもそも労働組合は賃金、労働条件の維持向上を要求するだけでなく、労使が経営課題について協議し、労使で同じ方向、同じ目標に向かって事業を展開していくことに意味がある。

経営側の過酷な圧力の中でも、労働組合を結成し、健全な労使関係を築きつつあるところもあり、そうしたところはさらに力のある労働組合として発展していただきたいし、その他の事業者においても従業員組合ではなく、労働組合法上の労働組合が結成され、労使間で有意義な対話ができるよう強く期待する。

3. CSR経営の徹底について

わが国では企業不祥事の続発によって、コンプライアンス（法令遵守）の観点から企業の社会的責任（CSR）が問われている。今やISOもSRの規格策定作業を進めており、企業が社会的責任を全うしているか否かが企業活動を行ううえで避けて通れない時代である。企業の社会的責任は、従業員、消費者、取引先、地域住民、コミュニティなどあらゆるステークホルダーに対してのものであり、企業メセナや環境保全活動などだけでは社会的責任を果たしたことはない。法令遵守はもとより、道徳・倫理に適う企業活動を行うことが企業の役割である。

消費者金融事業においても、これらの点を十分に踏まえ、企業の社会的責任を果たすべきである。

以 上